

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第39号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の185」に改める。

第2条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の185」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
（期末手当の内扱）
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内扱とみなす。